

2012年10月5日 全12頁

厚労省、雇用促進税制の拡充を要望

2013年度厚生労働省税制改正要望

金融調査部 制度調査課
是枝 俊悟

- 2012年9月12日に、厚生労働省の2013年度税制改正要望が公表された。
- 厚生労働省は、雇用促進税制の拡充、社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続、医療に係る消費税の課税のあり方の検討、たばこに対する税の税率の引き上げなどを要望している。なお、厚生労働省は、配偶者控除の見直し、年金課税のあり方の検討についても要望しているが、これらは「主要事項」として政府全体で検討されるものと思われる。
- 今後、政府税制調査会や民主党税制調査会などで議論が行われ、年末に向けて改正内容が詰められていく。

[目次]

税制改正の流れと省庁の税制改正要望の位置づけ	2 ページ
1.雇用促進税制の拡充	2 ページ
2.社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続	4 ページ
3.医療に係る消費税の課税のあり方の検討	6 ページ
4.たばこに対する税の税率の引き上げ	7 ページ
5.「主要事項」で政府全体での検討が予想される事項	10 ページ

【税制改正要望レポート】

- ・ 金融庁の税制改正要望(1) 鳥毛拓馬「日本版ISA恒久化を要望<訂正版>」(9月19日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12091901tax.html>
- ・ 金融庁の税制改正要望(2) 鳥毛拓馬「国外財産調書制度の見直しを要望」(9月25日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092501tax.html>
- ・ 経産省の税制改正要望(1) 是枝俊悟「経産省、車体課税の大幅減税を要望」(9月26日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092601tax.html>
- ・ 経産省の税制改正要望(2) 是枝俊悟「経産省、事業承継税制の要件緩和を要望」(9月25日発表)
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12092502tax.html>

税制改正の流れと省庁の税制改正要望の位置づけ

2012年9月上旬に、各省庁は財務省・総務省に2013年度税制改正要望を提出した。各省庁は、事前に民主党に打診を行っており、税制改正要望は概ね民主党の主張に沿うものとなっている。

昨年の税制改正（2012年度）では、各省庁が税制改正要望の内容を政府税制調査会の公開の場で主張し、討論を行っていた。また、政府税制調査会と並行して民主党税制調査会（原則非公開）でも議論を行い、政府税制調査会と連携を取りながら民主党の要望を税制改正に反映させていった。

昨年の税制改正（2012年度）の意思決定の仕組みとしては、まず、財務省（国税関係）・総務省（地方税関係）が査定を行い、査定において税制改正が認められなかった事項については政務官や副大臣が折衝を行い、「税制改正大綱」に記載する事項を決定していった。

なお、年度の税制改正の議論のテーマは大きく分けて3つある。1つは、各省庁の税制改正要望を審議する「要望事項」、2つめは財務省・総務省側が各省庁に対し租税特別措置などの見直しを提案する「要望にない事項」、3つめは、政府全体で議論すべき「主要事項」である（所得税の最高税率の引き上げや相続税・贈与税の抜本改正などは「主要事項」で扱われるものと思われる）。

本稿は2012年9月12日に公表された厚生労働省の2013年度税制改正要望¹について解説する。

1. 雇用促進税制の拡充

厚生労働省は、「今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する」として、雇用促進税制の拡充を要望している。

雇用促進税制は、一定以上雇用を増加させた企業に対して法人税（個人事業主は所得税）の税額控除を行う施策であり、2011年度の税制改正で創設された（2011年4月1日以後開始事業年度から適用）。

現行の雇用促進税制は、前期末比で期末の雇用者数を5人以上（中小企業者は2人以上）かつ10%以上増加させ、かつ、前年度および当年度に会社都合退職者を出していないことなどが適用の条件となっている。雇用者数は、雇用保険一般被保険者（65歳未満の従業員）の人数で判定する仕組みである。税額控除額は、「前年度末比の雇用増加人数×20万円」となっている。

厚生労働省は、雇用者数を、雇用保険一般被保険者と高年齢継続被保険者（65歳未満で入社し65歳以後も継続して雇用されている従業員）の合計で判断するよう改正することを要望して

¹ 2012年9月12日に政府税制調査会のウェブサイト公表された、厚生労働省の「平成25年度税制改正要望」を指す。

いる。また、税額控除額を、「前年度末比の雇用増加人数×40万円」に増額することを要望している。

現行の雇用促進税制は2014年3月31日開始事業年度までの時限措置であるが、厚生労働省は期間の延長は要望していない。

◆ベンチャー企業の雇用促進税制との比較

類似の施策として、経済産業省は「ベンチャー企業の雇用促進税制」の創設を要望している。経済産業省の「ベンチャー企業の雇用促進税制」は対象をエンジェル税制の対象となる企業²に限定する一方、税額控除額を「適用前年度比の給与総額増加額×20%」とすることが特徴である。

図表1 「雇用促進税制」と「ベンチャー企業の雇用促進税制」の比較

	現行の雇用促進税制	厚生労働省要望 (雇用促進税制の拡充)	経済産業省要望 (ベンチャー企業の 雇用促進税制)
適用期限	2011年4月1日～2014年3月31日開始事業年度	2013年4月1日～2014年3月31日開始事業年度	期限の定めなし
複数年度での適用	条件を満たす限り、複数年度での適用も可能	—	条件を満たす限り、最大で5年間適用可能
雇用者数	対前年度比で雇用者を5人(中小企業者は2人)以上かつ10%以上増加させていること	同左	対前年度比で雇用者を2人以上かつ10%以上増加させていること
雇用者数の判定	雇用保険一般被保険者(65歳未満)の人数で判定	雇用保険一般被保険者と高年齢継続被保険者(65歳未満で入社し、65歳以後も雇用されている者)の合計の人数で判定	不明
給与総額	前年度の給与総額を一定以上上回っていること	同左	前年度の給与総額を上回っていること
事業者	風俗営業等を行う事業者ではないこと、前年度および当年度に会社都合退職者がいないことなど	同左	エンジェル税制の適用条件を満たす「特定中小会社」であること
税額控除額	前年度比の雇用増加人数×20万円	前年度比の雇用増加人数×40万円	「適用初年度の前年度」比の給与総額増加額×20%
税額控除額の上限	当期の法人税額×10%(中小企業者は20%)	同左	当期の法人税額×20%
上限超過額の繰越し	なし	同左	4年間の繰越しが可能

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

² 設立10年未満の中小企業者であり、特定株主グループからの投資額が5/6以下などの要件を満たす「特定中小会社」であること。なお、エンジェル税制のうち寄付金控除の対象となる「特定新規中小会社」(特定中小会社の要件に加え、設立3年未満などさらに要件が追加される)であることまでは要件としていない。

◆財源

厚生労働省は、雇用促進税制の延長による減収見込み額を年 197 億円としている。なお、経済産業省は「ベンチャー企業の雇用促進税制」の創設による減収見込み額を年 21 億円としている。

2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

厚生労働省は、「個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ため、所得税・法人税における社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続を要望している。

社会保険診療報酬の所得計算の特例とは、医業または歯科医業を営む個人（または法人）が、社会保険診療の収入が年間 5,000 万円以下である場合、以下の図表 2 により算出した金額を所得税（法人の場合、法人税）の計算上の必要経費とすることができる規定である。

図表 2 社会保険診療報酬の所得計算の特例

社会保険診療の収入	必要経費
2,500万円以下	収入 × 72%
2,500万円超 3,000万円以下	収入 × 70% + 50万円
3,000万円超 4,000万円以下	収入 × 62% + 290万円
4,000万円超 5,000万円以下	収入 × 57% + 490万円

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

この規定は、必要経費とすることが「できる」とする、任意適用の規定である。したがって、社会保険診療の収入が年間 5,000 万円以下であれば、この規定によって必要経費を算定してもよいし、実際の必要経費に基づいて算定してもよい。

◆要望の経緯

2012 年度の税制改正の議論において、財務省は、会計検査院の指摘を踏まえ、次の観点から見直しを提案した³。

- ・多額の自由診療報酬があっても社会保険診療報酬の金額が 5000 万円以下であることにより特例を適用している。
- ・特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額の措置法差額（筆者注：実際の

³ 財務省「会計検査院の意見表示について（社会保険診療報酬の所得計算の特例）資料」（平成 23 年 11 月 15 日政府税制調査会提出資料より）

経費と特例による経費の差額のこと)が生じている。

- ・特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択している。

これらの財務省の指摘に対して、厚生労働省は次のように主張した⁴。

- ・本特例措置は、小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念させることを目的として昭和 29 年に立法されたものでありますが、これは社会保険診療報酬額が十分ではない当時の状況の中でそれを税制で補完する役割を担うこととして措置されたものでございます。
- ・翻って、時を経た今日、国家の財政状況が厳しい中で社会保険診療報酬を大幅に引き上げることが困難な状況であることは御高承のとおりでございます。
- ・地域医療が疲弊している昨今において、本措置を無くすことは地域医療の確保にも大きな打撃を与えるものと言わなければなりません。
- ・今年（筆者注：2011 年）3 月の東日本大震災により東北地方を中心に地域の医療提供体制の脆弱な状況に拍車がかかっていることにも十分留意する必要があると思います。

結局、政府の「平成 24 年度税制改正大綱」では、下記のように 2013 年度税制改正の検討事項として扱う旨、記載された。

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。

◆見直した場合の増収規模

厚生労働省の税制改正要望では「社会保険診療報酬の所得計算の特例」の制度自体の減収額を 250 億円としている。

⁴ 2011 年 11 月 15 日の政府税制調査会における辻厚生労働副大臣の発言より。

3. 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

厚生労働省は、消費税法改正法⁵（消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる法律）の記載などを踏まえ、「医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する」ことを要望している。

◆社会保険診療と消費税の関係

社会保険診療における報酬（原則、患者の自己負担は3割、残りを健康保険組合等が支払う）については消費税非課税となっている（保険適用外の自由診療における報酬は課税である）。したがって、社会保険診療のみを行う医療機関は国に対して消費税を納める必要はない。

一方、医療機関が仕入れる器材や薬品などは消費税課税となっている。したがって、医療機関が器材や薬品を仕入れる際に支払う消費税は、医療機関が負担することになる。このため、医療機関が消費税分、損をしているという意味で「損税問題」と言われることがある。

医療機関が負担する消費税の分を、価格に転嫁できれば、消費税の負担が医療機関の収益を圧迫することはない。だが、社会保険診療では、診療行為それぞれに対して一律の報酬が定められており、個々の医療機関には価格を決定する権利がない。

このため、これまでの消費税導入、および消費税率引き上げの際には、医療機関が負担する消費税の分だけ社会保険の診療報酬をプラス改定することで、医療機関に損が出ないように調整してきた。消費税導入時の診療報酬改定（1989年）では0.76%、消費税率引き上げ時の診療報酬改定（1997年）では0.77%が消費税分として診療報酬に上乘せされた⁶。すなわち、合わせて1.53%が消費税分としてプラス改定されている。

もっとも、医療業界としてはこの際の診療報酬の改定は十分ではなかったと主張している。社団法人日本医師会は、社会保険診療等収益に対する控除対象外消費税の割合が1.53%を超える医療機関（医科）の割合が2007年度において70.5%であったとしている⁷。

このように、社会保険診療における消費税のあり方（および診療報酬の改定）は、医療機関の収益に大きな影響を与えることになる。消費税法改正法により消費税率を10%まで引き上げるにあたっては、医療機関が負担する消費税についてどのように対処すればよいかが検討課題となるのである。

⁵ 詳しくは、吉井一洋「消費税法改正法の内容」（2012年8月22日発表）を参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12082201tax.html>

⁶ 「第1回医療機関等における消費税負担に関する分科会」（平成24年6月20日）における厚生労働省資料による。

⁷ 日本医師会「消費税の実態調査（補遺）追加集計と検討」（平成24年8月30日、「第3回医療機関等における消費税負担に関する分科会」資料）による。もっとも、日本医師会は、診療報酬改定率の1.53%というのは薬価部分を含めたものであり、「診療報酬本体に補填された0.43%を1つの基準として、控除対象外消費税のうち医薬品・材料以外の支出項目から生じる部分」の実態とを比較した方が有用であるとしている。

◆具体的な対策

消費税率引き上げ時の対策としては、1つは前回の引き上げ時と同様に、診療報酬の改定で対応することが考えられる。その際には、医療機関が負担する消費税について精査を行い、診療報酬の改定率を決定する必要があるだろう。

消費税法改正法では「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすること」とされている。

また、平均的には診療報酬の改定によって医療機関が負担する消費税の補てんが行えるとしても、高額な投資を行う際には初年度に医療機関の負担が重くなりやすい面もある。医療機関が高額な医療機器を購入する際に初年度に負担した消費税は、長期間かけてその医療機器を使用していく中で得られる（消費税分上乗せされている）診療報酬で回収していくことになる。

この点を考慮し、消費税法改正法では「医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討」するとされている。

厚生労働省は、2012年6月20日に「医療機関等における消費税負担に関する分科会」を設置し、現在、どのような対策を取るべきか検討中である。

4. たばこに対する税の税率の引き上げ

厚生労働省は、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこに対する税の税率の引き上げを要望している。ただし、厚生労働省の2013年度税制改正要望には、具体的な税率の引き上げ幅は記載されていない。

たばこに対する税は、国税である「たばこ税」と「たばこ特別税」、地方税である「道府県たばこ税」と「市町村たばこ税」の4種類からなる。これら4種類の税の総称として「たばこ税」と呼ばれることもある（本稿では、国税の「たばこ税」と区別するため、4種類の税の総称を「たばこに対する税」と呼ぶ）。

図表3 たばこに対する税の概要（税収は2012年度当初予算）

		1本あたり 税率(円)	年間税収 (億円)
国税	たばこ税	5.302	9,450
	たばこ特別税	0.820	1,462
地方税	道府県たばこ税	1.504	2,692
	市町村たばこ税	4.618	8,267
合計		12.244	21,871

(注) 税率は、旧3級品のたばこを除くものである。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

たばこに対する税は、現在、4種類の税を合わせて、1本あたり12,244円（1箱20本あたり244,88円）、年間税収は2兆1,871億円（2012年当初予算ベース）となっている。

◆要望の経緯

自民政権時代（2009年度税制改正以前）から、例年、厚生労働省はたばこに対する税の税率の引き上げを要望している。

民主党政権となった2010年度の税制改正においても、厚生労働省はたばこに対する税の税率引き上げを要望し、最終的には民主党の「グッド減税・バッド課税」⁸という考え方にに基づき、2010年10月より、1本あたり3.5円のたばこに対する税の税率引き上げが行われた。

2011年度の税制改正でも、厚生労働省はたばこに対する税の税率引き上げを要望したが、前回の税率引き上げ時から期間があまり経過しておらず、政策効果の見極めが難しいことなどを理由に税率引き上げは行われなかった。

その後、東日本大震災の復興財源の確保のための税制措置が必要になった際、たばこに対する税の税率を1本あたり2円引き上げることが、政府・民主党案に盛り込まれた。しかし、その後自民党・公明党との協議により、復興財源の確保のための税制措置から、たばこに対する税の税率引き上げは削除された。

2012年度の税制改正でも、たばこに対する税の税率引き上げは行われなかった。政府の「平成24年度税制改正大綱」におけるたばこに対する税についての記載は以下の通りである。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。

また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。

消費税法改正法においては、たばこに対する税を含む個別間接税について、次のように述べられている。

⁸ 「グッド減税・バッド課税」とは「特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという考え方」（2009年12月22日閣議決定「平成22年度税制改正大綱」）である。

酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する

もともと、消費税法改正法には酒税および燃料課税（石油関係諸税）に関する個別の言及がある一方で、たばこに対する税については個別の言及がない。

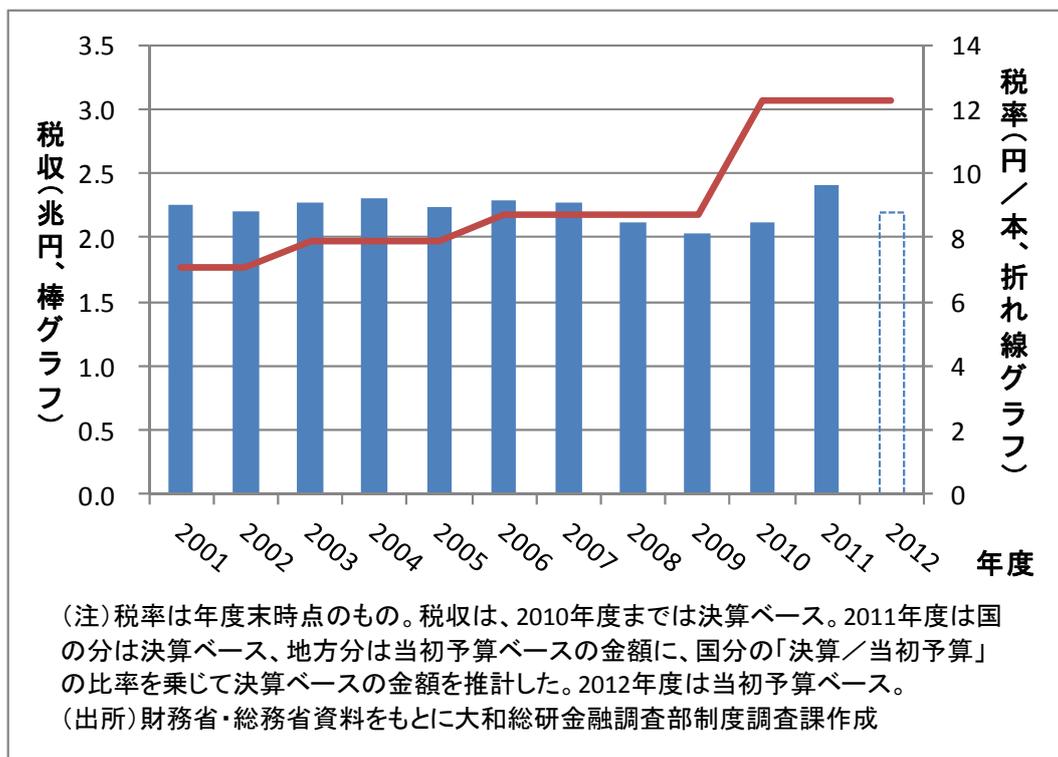
◆税収見込み

厚生労働省の 2013 年度税制改正要望には、たばこに対する税の税率の具体的な引き上げ幅、および税率引き上げ時の税収見込みは示されていない。

図表 4 がたばこに対する税の税収と税率の推移を示したものである。たばこに対する税の税率が累次にわたって引き上げられてきた一方、税収は若干の変動はあるものの 2 兆円強の水準でほぼ横ばいに推移している。

たばこに対する税の税率を引き上げると、販売数量が減少するため、税収の増減が見込みづらいものとなっている。また、そもそも厚生労働省がたばこに対する税の税率引き上げを要望するのは税収増ではなく「国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため」である。

図表 4 たばこに対する税の税収と税率の推移



5. 「主要事項」で政府全体での検討が予想される事項

厚生労働省は、配偶者控除の見直し、年金課税のあり方の検討を要望として掲げている。ただし、これらの事項は税制の抜本的な改革に関わることであり、例年の政府税制調査会の動向を踏まえると、厚生労働省と財務省・総務省のみの協議ではなく、政府全体で検討する「主要事項」として審議されるものと考えられる。

◆配偶者控除の見直し

厚生労働省は、「雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す」ことを要望している。

配偶者控除の廃止（国税）は2009年衆院選時の民主党のマニフェストに記載されていた事項であり、子ども手当の財源にするものとされていた。しかし、2010年度税制改正では、子ども手当の導入とともに年少扶養控除（国税および地方税）を廃止することとし、配偶者控除の廃止は行われなかった。

以後も厚生労働省は配偶者控除の見直しを要望しているが、これまでのところ改正には至っていない。

政府の「平成24年度税制改正大綱」には以下のように記載されている。

配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します

消費税法改正法では、当初法案（内閣提出）には上記と同様の内容が書かれていたが、その後、民主党・自民党・公明党の3党の協議により修正が行われ、配偶者控除に関する記述を削除した上で消費税法改正法が成立した。すなわち、消費税法改正法には配偶者控除の改正に関する記述はない。

民主党・自民党・公明党の「3党合意」⁹では配偶者控除のあり方については、引き続き各党で検討を進めるものとしている。

配偶者控除については、仮に政府として見直しを行うことを決定（税制改正大綱に記載し、税制改正法案を国会提出）したとしても、自民党・公明党の賛成を得られずに実現できない可能性もある。

⁹ 民主党・自民党・公明党「税関係協議結果」（平成24年6月15日付）

◆年金課税のあり方の検討

厚生労働省は、「年金課税のあり方について検討を行う」ことを要望している。

具体的には、「世代間・世代内の公平性を確保する観点も踏まえつつ、公的年金等控除の見直しや、老年者控除の復活、『年金所得』を独立させる等所得区分の見直しなど」が検討内容となっている。

もともと、これが年金課税を強化するのか、それとも緩和するのか、いずれを指しているのかは明確ではない。

2012年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、公的年金等控除について、以下のように述べられている。

高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている方や、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、その態様は様々であり、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある。

また、年金受給者は給与所得者に比べて、課税最低限が高いなど税制上優遇されている状況であり、世代間の公平性の確保も必要である。

こうした観点から、例えば年金収入に応じて控除額が増加していく現行の公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。

すなわち、「世代間・世代内の公平性を確保する観点」を踏まえた「公的年金等控除の見直し」とは課税強化を意味するものと考えられる。

ただし、「社会保障・税一体改革大綱」では上記の文の続きで、以下のように述べられている。

また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていく。

このような年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

「老年者控除の復活」を行えば、年金生活者に対する減税となる。

もともと、「老年者控除の復活」により課税最低限を引き上げつつ、高所得者に対して公的年金等控除を縮小するなど、両者の組み合わせによる施策も考えられる。

消費税法改正法では、「年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担の在り方など、今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う」と述べられているだけであり、具体案については記載されていない。

年金課税のあり方については、まだ具体案が詰められていないものと思われ、2013 年度税制改正では結論が出ず、次回以降に先送りになる可能性も考えられる。

【以上】